

第2回佐賀市特別職給料等審議会 議事録

開催日時：令和8年1月8日 9時25分から11時10分まで

開催場所：佐賀市役所本庁南棟4階 大会議室

会議の公開又は非公開の別：公開

出席者：【委員】

山田委員（会長）、飯盛委員、北村委員、草場委員、古賀委員、福成委員、福母委員

【事務局】

武富総務部長、池田総務部副部長、立部人事課長、倉持議会事務局長 ほか

傍聴者数：1名

概要：

1. 開会
2. 資料説明
3. 質疑及び審議

《質疑》

委員：資料23ページの下の方の国の指定職の改定率のところ、累計して2.2パーセントとあるが、マイナス2.1%、プラス0.1%というのは前年比ではないのか。前年を掛けていくとちょうど2%ぐらいではないかと思うが、このあたりはどのように2.2パーセントを計算されているのか。

事務局：この表については改定率を載せていまして、累計したら2.2パーセントとなりますが、数字を掛けてくと2.155パーセントとなり繰り上げて2.2パーセントとしております。

委員：資料4ページの議長の活動状況のところ、これは議会がある月だが、何時間働いていて報酬に対して時給はいくらなのかと思うところがあるので、議会が開かれた月だけ示されてもわかりにくいところがある。5ページについて、市議会議員の活動状況で、左側の表で年間の会議時間がトータルで83時間39分となっているが、右側の表の一番下では議員一人当たり95.1回の出席とあり、左側と右側の表では結局一人年間で何時間勤務されたかわかりにくいところがある。

6ページで、議員の兼業状況について資産報告書には34名中17名に関連会社の記載があると説明があったが、これだと実際の活動時間と兼業の実態というのがわからない。要は議員として年間で何時間働いたかっていうところが一番ポイントだと思うので、ちょっとわかりにくいと思う。

8ページの類似団体の正副委員長への報酬加算状況で、40市のうち9市の加算があるところを平均したということだが、加算している9市だけを取り上げる話なのか、それとも残り31市は無加算だからそこをどう考えるか、バランスとして違和感がある。

9ページのまとめで、報酬加算を行っている他都市の状況をみると、委員長1万円、副委員長5千円が妥当と考えるというまとめになっているが、加算しているところだけ取り上げるのはしっかりこない。

10ページについては、佐賀市については指定職の報酬を主に参考にしながら決めてきたということだが、武雄市や小城市などの他のところは指定職と関係なく独自の考えで決めてきたのかよくわからない。佐賀市は県

庁所在地の市であるから指定職を意識していて、他の市については指定職とは関係ない基準で決めてきたのか。

15 ページで九州・沖縄県庁所在市の議員について、市長等の特別職は指定職を基準に考えているが、議員の報酬については市議会で決めてきたということか。特別職の給料等の改定が何を基準に行われているかを教えていただきたい。

17 ページの類似団体の改定状況ということで、確かに直近の 3 年間でいうと、加古川市、宝塚市、松江市は上がっているが、他の市を見ると平成 23 年以降に上げているところは、割と例外的であるというように思う。

18 ページの議員の報酬については、平成 23 年から上がっているところがほとんどない。おそらくこれから上げていくということだろうと思うが。

事務局：まず、4 ページの活動状況ですが、12 月定例会の状況をお示ししています。それ以外の月についてはホームページ等でも公開していますが、議長においては 11 月であればインターナショナルバルーンフェスタの表彰式・開会式等にも参加されています。橋本農園というところの落成式に出席したり、11 月上旬には全国の市議会議長会等が開催されていたりもします。その次の週には都道府県庁所在都市議長会が滋賀県のほうで開催されています。あとは、外部団体の充て職的なところの定例会もありまして、各組合で事業の説明等も行われています。土日には久光スプリングスの佐賀パートナーデーにも参加している状況です。特に議長につきましては、各団体からの訪問対応、それから、充て職等の会議など何らかしらの行事に参加されている状況です。

5 ページの市議会の状況ですが、こちらの会議時間につきましては、本会議が開催をされている時間を記載させていただいておりますので、その本会議が開催されている時間のみになっております。

それと右側のほうは委員会の開催回数を書いておりますので、実際の勤務時間というのが何時間なのかというところがちょっと見えないうとご指摘いただきました。議員につきましては、あくまで常勤ではございませんので、毎日議場に登庁するというのではなく、会議があったり、あとは執行部と政策調整のレクをするなどその時々で登庁しているところでございます。

時間につきましては、議会活動以外の議員活動ということで、地元の地域行事や自治会協議会の会議等に参加をされているという実態も伺っております。ただ、各議員がそういった会議にどのくらい出席しているかというところまでは事務局のほうでは把握しきっておりませんが、地元の声を拾い上げるという議員活動をされています。

おっしゃるとおりこの議会の状況だけでは勤務時間がわからないとは思いますが、常勤ではないというところからご判断いただければと思います。

委員：議員が地元での情報収集等で時間を取られているのは十分わかっているが、6 ページの右下に「このような活動に注力するためには議員報酬のみで生計を立てられる状況が望まれる」というまとめが入っているので、このあたりを市民の方にご理解いただくためには、先ほど申し上げたように、議員としての活動時間等も、きちんと示さないと、11 月、12 月だけ示して結構忙しいという説明だと、なかなか市民の理解は得られないという気はする。

事務局：加算の件で、8 ページのところは確かに 40 市のうち加算があるところだけを抽出しているのでバランス

的にどうかというところもあるかと思いますが、議会のほうで設置をしております議会運営等改革検討会のほうで、議員も研修会等で各市町に行っておりますので、他のところの状況を議員同士で意見交換をされる中で、委員長の職務や活動量を考慮し、加算が必要ではないかという話をされ今回審議会の方に諮問をさせていただいているという状況でございます。

委員：市議会のほうで他の市の状況等を揉んだ上で、加算についての意見が出てきているということか。

事務局：議会の中で、審議会が開催される機会があれば審議内容に挙げるのが良いのではないかとということで、今回こちらに挙げさせていただいているところです。

委員：そうすると、議会で考えた末の結論がこの資料の内容で、それについて我々委員が意見を述べる立場にいるという位置づけで良いか。

事務局：そのように考えております。

事務局：それから、ご質問いただきました各市の改定率ですが、それぞれ改定率が違うというところでございます。本市では国の人事院勧告に基づく指定職の改定率でこれまで改定をしておりましたが、他団体につきましては、それぞれ独自の部分もございまして、消費者物価の高騰に対応するということでパーセンテージを決められているところもあれば、一般職の給料の人事院勧告で率をまた別に出しているところもございます。そういった部分もありながら、それぞれの団体の財政状況を踏まえて、率を出されているようでございます。17 ページの、類似団体についてはいったん下がっているところが多いというところでもございました。これにつきましては、第 1 回目の資料の 6 ページに、指定職の改定率と特別職の給与水準ということで、グラフをお示ししておりまして、その中でオレンジの折れ線の方が国の指定職の改定率ということで、表示をさせていただいております。

この指定職の改定率が、平成 25 年から 26 年にかけて、1 回ぐっと下がった時期がございますので、そういった影響とそれぞれの団体の財政状況を踏まえて下げられたところと考えております。

委員：資料 7 ページの委員長・副委員長の報酬加算について、議会運営等改革検討会で 11 回も議論をされたということだが、このメンバーは議員か。

事務局：議員の中で設置されて、他市の状況等を踏まえて議会の方で検討をされました。

委員：議員は、議員報酬の他に政務調査費というのもあると思うが、給料の他に議会に出ればその都度、手当があるのか。

事務局：政務活動費というのがありますが、私たち職員でいうと消耗品費やパソコンを使った際の通信費等の事務経費のように、調査活動に使うための費用という位置づけで、報酬とは別に規定されています。そういったものとして、報酬とは一線を画すというふうに考えています。それから議会に出席の際の費用弁償について

は、過去にはありましたが、平成 16 年に廃止をしていますので、現在は報酬と政務活動費以外はないというところです。

委員：政務活動費は実費弁償的な意味合いも強いという考えか。

事務局：例えばパソコンは事務に使うという場合もありますが、議員においては個人的に使われる部分もあると思いますので、そういった費用については 2 分の 1 までの支出制限をするというように使途基準も決められており、個人的に使われる部分は制限をかけているところです。

委員：議員は議会に出席するのが当たり前というように一般的には思うが、出席率というのはあるのか。それと、一般企業でいうと出張に行く出張日報を提出するようになっているが、議員については議会に出席するのは当然だと思うが、それ以外の活動については市民が目にすることは具体的にあるのか。要はこんなに佐賀市のために頑張ってくれているのかと市民が思えるような、議員の活動状況がわかるものがあるのか。

事務局：まず 1 つ目の出席率については、会議規則の中で欠席事由というものがありまして、例えば病気や慶弔、また最近では出産に伴うものが欠席事由となっており、病気等で欠席される場合はありますが、出席率は出していますがほぼ全議員が毎回議会に出席されているというふうに思っております。

次に活動の状況については、議会の出席以外に見える部分になりますと、議員が個人で出されている活動報告を、例えば各地元の地域の世帯等に紙媒体で配布をされている場合もあり、議員によって濃淡はあるかと思いますが、自分はこういった活動をしているということを皆さんに伝える努力はされているのではないかとこのように思っております。

委員：ちゃんと仕事はされていると思うが、さっきおっしゃった紙媒体で見ることがあんまりないので、そういう義務づけはなく、あくまでも自由意志でこういうことやりましたという報告は、議員個人に任せているんですね。わかりました。

委員：資料の 7 ページについて、正副委員長が重複して役職に就く場合、重複して報酬に反映させるべきとあるがどうか。

事務局：こちらに書いている重複については、委員会または特別委員会が複数ありますので、そこで重複した場合については重複して報酬を反映するというふうに記載しています。

委員：例えば古賀議員さんが委員長兼副委員長ということか。

事務局：例えば、A 委員会の古賀議員が委員長で、また B 特別委員会の副委員長を古賀議員がされるとこのように、1 つの委員会で重複ということではありません。

委員：わかりました。もう 1 点、報酬加算については全国で 27%の自治体が設定をしており、（類似団体の）

40 市中 9 市が設定とあるが、他市も含めたところでトレンドの流れとして、こういう報酬加算をしている自治体が増えているのかあるいは減っているのかというところを時系列で見るのは、もしそれが増加しているということであれば市民の方からも理解が得られるでしょうし、逆に減っているということであればそこであえてなぜ必要なのかとなる。強固なエビデンスが必要というふうに思っている。

事務局：トレンドとしてどうかということですが、今のところでいくと設定されているところについては設定されたままということなので、多分トレンドとしては横ばいだというふうに思っております。

実際に委員長・副委員長の報酬加算につきましては、やはり景気の低迷で各職業においても報酬が上がらない状況や、あとはコロナ等が昨今ありましたので、そういった状況を踏まえて、他の自治体の議会の方ではその報酬加算についての議論というのが活発になされている情報は聞いておりませんので、委員長・副委員長加算をするという議論がなされている状況がないのではないかというふうに思っております。

委員：必要性はあるけれども、優先順位としてはまだ他があるということで、なかなか議論がされにくい状況があるのがわかりました。

委員：この委員会の位置づけについてもう一度聞きたいが、この加算部分については、議員の方でこういう案が何回か出てきて、それで今回審議会で意見は色々申し上げるわけだが、それはあくまでも参考意見という位置づけということではよろしいのか。次回は市長への答申を決めるという話だが、我々がノーと言うと、これがだめになるのかそれともあくまで検討委員会で審議した結果はこういう意見であつたけれども、最後にこの審議会で決定するという位置づけなのか。

事務局：今までご説明させていただいたように、議会の方で検討会を実施されて、議員、議会側の意見として取りまとめをさせていただいております。

それを今回この審議会の委員の皆様にご諮るということになっておりますので、審議会としてはそういったかたちで、審議をしていただき、その審議の結果で報酬の加算をするかどうかは、審議会の方で判断をしていただくこととなります。

委員：そうすると、ここが意思決定機関なのか、それともここで意見は聞くけども、ここが決定機関ではないということなのか、その位置づけがよくわからない。

事務局：こちらの審議会で決定していただくようになります。

委員：そもそも、この特別職の給料を決めるときに他市、県内の市町を比較するよりも同規模の市町を考えていったほうがいいのかと思っていたが、自治体によって、県によって、都道府県によって収入と支出の状況が違ふと思うので、同規模だけでは判断できない。そもそもこの審議会が 14 年ぶりに行われたというところに 1 つ今後の課題があるのかなというふうに思っている。この 14 年間やっぱりいろんなところで変わっているところもあるので、今後を考えたときに、もっと人口の比率が高くなっていく可能性があるし、収支のバランスも変わっていく可能性もある。そこに関して 14 年ほどこのままという状態をこれから先考えると、ここに課題が 1 つあると

いうふうに思っている。収支のバランスを考えたときに、果たしてそのパーセンテージや給料の上げ率だけを見ていいのかというふうに思っている。今日の追加資料の中で、市税収入に対する割合というのが出ている資料があるので、ここを見る必要があるのかなと思う。パーセンテージと金額だけを見ていたら、結局赤字の状態になることもあると思う。そのスポットだけを見るのではなく全体を見ないといけない。だから何によって決めていくのが一番いいのかをご指導いただければというふうに思う。

事務局：（追加資料の説明）

事務局：14年間審議会が行われていなかったということでございますが、本市の審議会は、これまで指定職の報酬の改定率を参考に実施をしておりましたので、今回久しぶりに開催をしているところではあります。委員がおっしゃるように、社会情勢や経済状況というのは細かく昨今変わってきておりますので、今後は定期的な開催に向けても、検討を進めていかなければならないと考えております。

委員：企業の経営者の立場から言うと、歳入に対していくらというよりも、歳入と歳出でいくら残るのかという話だと思うが、その中で会長や社長の給料も決まってくる。もちろん市が公共団体で違うというところは理解しているが、やっぱり前回の資料の9ページでいうと、令和8年度以降、収支っていうのは清掃工場や図書館等の改修予定で悪化するとされているが、ただ、悪化するけれども予算編成における枠配分方式の採用等でこれを抑えるようにするという説明があったので、歳入が増えるからというよりも、歳入歳出合わせてトータルでどうなるかというところで今後議論をされた方がいいだろうなということを、民間と公共団体は違うことを理解した上で、1つアドバイスとしてお伝えしたい。

《審議》

委員：給料等について、1つ目に特別職の給料等の改定に関して、事務局として何か考えがございますか。

事務局：事務局といたしましては先ほど資料の23ページにおきまして、1.7%引き上げ、2%引き上げ、4.2%引き上げと、他の団体の引き上げの状況等を見まして算出をしておりました。この中で、これまで本市が採用してきました人事院勧告の指定職の改定率というところを、今回も採用させていただければと思っております。事務局としては、2.2%の引き上げ改定というところでいかがかなというところでございます。

委員：今の事務局案について、いかがでございましょうか。

私個人の意見としては、物価もずっと上昇してきているので、特別職の方も生活もあるし、上げる方向だろうなど。ただ、市の財政が令和8年、9年と厳しくなる中で、市民の理解を得るためには、過去の決定方法これを踏襲するのが一番市民の理解をえられるかなというふうに思っております。それでは採決を取りますが、事務局案で決定してよろしいでしょうか。

委員：（異議なし）

委員：それでは2つ目に、議員報酬における委員長・副委員長の報酬加算に関して事務局として何か考えは

ございますか。

事務局：それでは資料 9 ページの説明の際にも申し上げまして繰り返しにはなりますけれども、当初の正副委員長出席の会議や活動量も踏まえまして、議会で組織された議会運営等改革検討会で検討された通り、常任委員会、それから議会運営委員会、特別委員会の委員長につきましては 1 万円、副委員長につきましては 5 千円を加算するという方向でのご審議をお願いしたいと思います。

委員：これについては、採決を取らずにご意見を伺いたいと思います。

委員：金額については、こんなもんかなという感じはするが、実際支払うべき金額は年間でいくらになるのか。

事務局：委員長が年間で 16 万円、副委員長が年間で半分の 8 万円となります。

委員：委員長・副委員長が何人かいるかと思うが、市全体として年間でいくらになるか。

事務局：今の状況で申し上げますと、全部で 6 委員会ありますが、トータルで年間 144 万 2250 円となります。

委員：私も報酬加算に関しては賛成意見。金額については正直妥当かどうかの判断は難しいところではあるが、みなさんの意見に賛成する。

委員：私もみなさんの意見に賛成。逆にその金額でそれだけの職務を引き受けている状況であれば。

委員：私も賛成させていただきますが、ただ先ほどあったように報酬を加算しているところは少数なので、その中で加算を決定するというのは、この審議会の委員のみなさんが市議会の委員長・副委員長が大変頑張ってくださっているのを評価していることと、さらにより一層活躍していただきたいということを踏まえて、他の市に先駆けて設定するということを議会の方にも、意見としてお伝えいただいたほうがいい。

委員：それでは、これは決議させていただきます。それでは審議はこれで終了いたします。

4. 次回審議会開催日時の確認

第 3 回…令和 8 年 1 月 23 日（金）13 時 00 分から

5. 閉会